

第2章

全体構想

- 1 都市づくりの基本目標
- 2 めざすべき都市構造
- 3 部門別の方針

都市づくりの基本目標

1 将来都市像

第5次枚方市総合計画では、めざすまちの姿として「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」と定め、効率的にコンパクトなまちづくり※¹を進めるなど、少子高齢化や人口減少に応じた施策を展開することにより、より暮らしやすいまちづくりを進め、更なるまちの魅力の向上を図り、人口減少社会においても発展し続けるまちづくりを進めることとしています。

また、本市においては、枚方市SDGs取組方針を策定し、SDGsの達成に向けた取り組みを推進しています。SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12(2030)年のあるべき姿を「誰一人取り残さない」としており、第5次枚方市総合計画のめざすまちの姿と親和性が高く、「枚方市都市計画マスタープラン」における都市全体の観点からのまちづくりの取り組みは、SDGsの環境・社会・経済の3側面における統合的な取り組みにつながります。



「枚方市都市計画マスタープラン」では、SDGsの達成に向けた取り組みを推進し、総合計画で示されためざすまちの姿を都市計画の部門から実現化していくため、将来都市像を次のように設定します。

将来都市像

まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市

※1：コンパクトなまちづくり

都市部の有効利用や中心部での都市機能の集約化などにより、徒歩などによる移動性を重視した都市形態またはその都市政策のことです。

2 都市づくりの基本方針

本市がめざす将来都市像の実現にあたり、次に示す都市づくりの基本方針を設定します。

基本方針

- 1 便利で快適に暮らせる計画的な都市づくり
- 2 都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市づくり
- 3 安全安心の都市づくり
- 4 水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくり

1

便利で快適に暮らせる計画的な都市づくり

少子高齢化、人口減少の進展、産業構造や住民ニーズなど、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、持続的な発展を続けるために公共交通ネットワークを軸とした都市拠点を形成し、医療、福祉、商業などの都市機能に関する施設や住宅の立地の適正化を促進するなど、計画的な都市づくりを進めます。

また、徒歩、自転車等による利用を想定して、誰もが快適で安心して利用できる公共空間を充実させます。

行政投資を効率的に行い、都市活力を維持する観点から、住宅地の外延部への拡大などの新たな市街地の拡大については、良好な都市づくりに必要なものを除き抑制していくことを基本とします。

国道1号などの主要な幹線道路の沿道や工業地においては、社会・経済活動を促進していくために、商業、工業及び流通業務などの産業集積を図ります。

2

都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市づくり

都市の活力の向上に向けて、第二京阪道路、新名神高速道路や幹線道路で構成される道路ネットワークの充実をはじめとして、公園、下水道などの都市基盤の効率的・効果的な整備、適正な管理を促進します。

将来的な人口減少などの社会情勢の変化などを踏まえ、新たに行う公共施設の整備においては、計画的な整備を促進しつつ、既存施設の適正な管理や最適化などの既存ストック^{※1}の有効活用を図ります。

周辺都市や都市拠点間などをつなぎ、都市居住者の日常生活の移動などの利便を支える公共交通を持続可能なものとし、公共交通ネットワークの充実を図ります。

3

安全安心の都市づくり

市民一人ひとりが安全・安心に対する意識を高めるなど、地域防災力の向上に向けた取り組みを促進するとともに、安全で安心に居住することができるように、都市の不燃化、延焼遮断帯^{※2}あるいは

※1：既存ストック

これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などのことです。

※2：延焼遮断帯

地震時などにおいて市街地大火を阻止する機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間などを意味します。

避難場所となる公園やオープンスペースの確保、道路橋梁、下水道といった都市基盤や建築物の計画的な耐震化などにより防災機能の強化を図り、災害に強い都市づくりを進めます。

局地的集中豪雨や台風の発生が懸念されており、降雨時における雨水を適切に河川に排出できるように、下水道の計画的な整備を図るとともに、市街地における雨水の流出抑制対策を促進します。

安全を実感することができ、安心して快適に生活できるように、都市のバリアフリー※¹化を促進するとともに、ユニバーサルデザイン※²の考え方に基づいた都市づくりを促進します。

4 水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくり

淀川や里山などの水と緑が豊かな自然資源や、枚方宿をはじめとする歴史的資源などの地域資源を保全し、次世代に継承していきます。

さらに、こうした地域資源を生かし、市民が愛着を持ち、多くの人が訪れたいと思える賑わいと魅力ある都市づくりを進めます。

都市に暮らす人々が質の高い生活を送れるよう、日常生活を支える都市機能や道路などの都市基盤を整えるとともに、公園及び緑地の整備や都市緑化を図るなど、良好な都市環境の形成を促進します。

既成市街地における良好な居住環境を保全し、開発や建築行為などによる土地利用の更新時には、秩序ある土地利用の誘導を図るなど、魅力ある居住環境の形成に取り組みます。

第二京阪道路などの主要な幹線道路の沿道や河川の沿岸などにおいては、周辺の建築物などを含めた良好な景観を創出するなど、魅力的な都市景観の形成を促進します。

農地のもつ緑地機能、良好な都市環境を形成する都市農業の必要性などを積極的に評価し、営農環境を保全します。

また、都市にある農地は、食料生産をはじめ、良好な都市環境の形成や災害時における避難空間の確保、雨水の保水などの様々な役割を担い、身近にふれることができる貴重な緑地として保全や活用を図ります。

※ 1：バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することです。段差などの物理的除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

※ 2：ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるようにした建造物、生活空間などのデザインのことで、

めざすべき都市構造

本市の自然や地形については、西に淀川、東に山地、北と南に丘陵があり、東西に船橋川、穂谷川、天野川が流れています。これらの特徴を踏まえた都市づくりを進めます。

市内には、淀川沿いに走る京阪本線や天野川沿いに走る京阪交野線、及び市の東部を南北に走るJR学研都市線の3本の鉄道網と12の鉄道駅を有し、主要な鉄道駅を中心としたバス路線がネットワーク化されています。

鉄道やバスなどによりもたらされる交通便利を生かし、公共交通を軸とした都市の形成を促進していくために、鉄道駅などの周辺においては、周辺地域の中心となる都市拠点を配置し、それぞれの特性に応じて居住及び都市機能の集積を図るなど、計画的な都市づくりを進め、集約型都市構造^{※1}の実現をめざします。

都市拠点においては、それぞれの特性や地域資源の活用を図りながら、拠点相互の連携と都市機能の集積などにより、医療などの各種サービスの提供が図られるとともに、多くの人が訪れ交流することにより賑わいと魅力ある拠点の形成を促進します。

新名神高速道路や第二京阪道路、国道1号などの大都市圏をつなぐ広域的な幹線道路や、都市拠点などを結ぶ幹線道路の道路ネットワークは、市内外の交流を促進させる経済産業の大動脈となり都市の骨格を形づくる「都市間交流軸」として充実を図ります。

都市間交通を担う鉄道網と、都市拠点などを結ぶバス路線網による公共交通ネットワークにおいては、相互の結節性を高めるとともに、計画的な都市づくりとの連携によって公共交通を持続させ、都市拠点間や生活圏域などからの移動を支える「生活交流軸」として充実を図ります。

集約型都市構造の実現に向けて

居住や医療、福祉、商業などの都市機能の誘導、持続可能な公共交通の確保などに関する事項を位置づけた立地適正化計画を作成し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{※2}」の計画的な都市づくりを進めます。

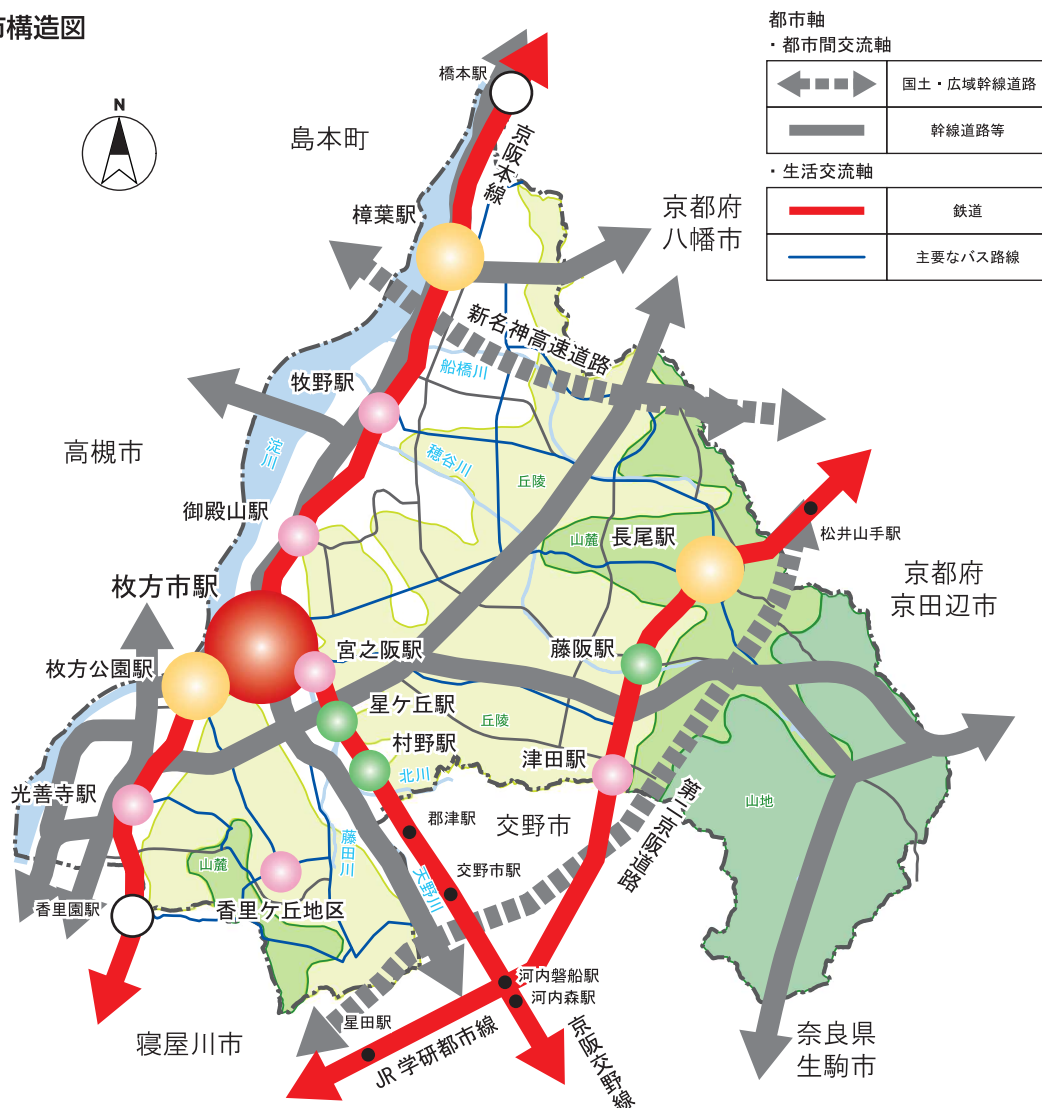
※1：集約型都市構造

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携などを図った都市のことです。

※2：コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、都市の居住者が安心して暮らせるよう、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のことです。

都市構造図



都市拠点

	広域中心拠点	枚方市駅周辺は、周辺市町を含めた広域都市圏※ ¹ を対象とした都市機能を集積する中心的な拠点とします。
	広域拠点	樟葉駅周辺及び長尾駅周辺は、周辺地域を含めた広域を対象とした都市機能を集積する拠点とします。 枚方公園駅周辺及び淀川河川公園は、自然、歴史、アミューズメント施設※ ² 等を活用した人が集まる広域観光交流の拠点とします。
	地区拠点	牧野駅、御殿山駅、光善寺駅、宮之阪駅、津田駅の周辺、香里ヶ丘地区については、周辺エリアの中心となる拠点とします。
	生活拠点	藤阪駅、星ヶ丘駅、村野駅の周辺は、鉄道駅の交通便利に支えられ、周辺エリアにおける生活利便の向上を図っていく拠点とします。

※橋本駅については、八幡市都市計画マスタープランに「地域生活拠点」として位置づけられ、香里園駅については、寝屋川市都市計画マスタープランに「都市核」として位置づけられています。

※ 1：広域都市圏

複数の都市で構成される広域的な圏域のことです。

※ 2：アミューズメント施設

快適な生活環境を営むための娯楽施設、レジャー施設のことをいいます。

部門別の方針

1 土地利用

本市がめざす将来都市像を実現するため、土地利用の方針においては、都市拠点などにおける都市機能の充実などを図り、多様な都市機能や公共交通などにより各種サービスが持続的に提供される良好な居住環境の維持・形成を図るとともに、豊かな自然環境を保全・活用することで、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した都市環境を形成していくことをめざします。

また、新たな市街地の拡大は良好な都市づくりに必要なものを除き抑制していくこととします。

1) 都市的土地利用

① 都市拠点系土地利用

広域都市機能集積ゾーン

これまで培われてきた歴史・文化や水・緑などの地域資源と公共交通によりもたらされる交通利便を生かし、さらなる魅力と賑わいのある都市空間の形成を図るとともに、都市活力の向上などに向けて土地の高度利用を促進し、広域都市圏の中心機能を担うエリアにふさわしい多様な都市機能の集積を図ります。

また、これらの多様な都市機能と調和した利便性が高く魅力あふれる市街地の形成を促進し、都市居住の集積を図ります。

都市機能集積ゾーン

周辺地域を含めた中心的な機能を担うエリアとして、公共交通によりもたらされる交通利便を生かし、生活サービスなどの多様な都市機能の集積などを図ります。

また、これらの機能と調和した利便性が高く良好な居住環境の形成を促進し、都市居住の誘導を図ります。

生活利便ゾーン

公共交通によりもたらされる交通利便を生かし、周辺地域における居住者の生活利便の向上を図ります。

② 居住系土地利用

居住ゾーン

主として住宅地としての土地利用を図り、生活サービスをはじめとする都市機能にアクセスすることができる良好な居住環境の形成を図ります。

環境共生居住ゾーン

農地などの地域資源の保全や活用を図るとともに、地域環境と調和した良好な居住環境の保全を図ります。

都市計画法第34条第11号に基づき条例で指定される区域内の「ある一定の開発行為が緩和される区域」は、「市街化調整区域」となっており、市街化を抑制する事が基本的な考え方となるため、積極的に居住を誘導することはせず、既に形成されている住宅地の居住環境の保全を図ります。

なお、市街化区域に隣接し、地域のまちづくりに資するものと認められ、将来的に市街化区域編入も検討できる場合は、一定の都市的土地利用を図ることにより都市の健全な発展を促します。

③ 産業系土地利用

工業集積ゾーン

国道1号などの主要な幹線道路の交通利便を生かし、主として工業などの産業集積を図ります。また、産業構造の変化にも対応できる工業地をめざします。

住工協調ゾーン

住工が混在するエリアにおいて、住宅地の居住環境の保全と調和を図りながら、主として工業系や商業系などの複合的な産業集積を図ります。また、工場の移転などにより土地利用の変化が生じる地区については、地域の将来像を見据え、操業環境の保全などを図ります。

沿道産業集積ゾーン

国道1号などの主要な幹線道路の沿道においては、道路の交通利便を生かし沿道機能の増進を図るとともに、周辺環境や景観に配慮しつつ、秩序ある沿道土地利用を図り、主として沿道型商業、工業及び流通業務の産業集積や操業環境の保全を図ります。

2) 自然的土地利用

自然環境・農地ゾーン

市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されており、開発行為は原則として抑制されています。市街化の抑制を基本的な考え方として、主として自然環境の保全と農地・集落環境の維持、保全を図ります。

環境共生ゾーン

市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されており、市街化の抑制を基本的な考え方として、地域環境と調和を図りながら、主として農地の保全・活用を図ります。

なお、市街化区域に隣接し、地域のまちづくりに資するものと認められ、将来的に市街化区域編入も検討できる場合は、一定の都市的土地利用を図ることにより都市の健全な発展を促します。

3) 保留区域

保留区域は、市街化区域への編入を保留した区域として設定されている区域となっており、令和2(2020)年10月時点では、茄子作高田地区や村野駅周辺地区が設定されています。

こういった保留区域の設定がされ、一定のまとまった範囲で事業化が見込まれる場合には、随時、市街化区域への編入に向けての関係機関との調整を図ります。

4) 大規模跡地などの土地利用転換について

工場などの大規模な跡地などにおいては、低未利用地の発生を抑制することや、良好な地域環境の形成を図るため、用途地域や地区計画などの都市計画制度の活用を必要に応じて検討します。

土地利用の基本方針

区分	土地利用の基本方針	
都市的	都市拠点系	広域都市機能集積ゾーン
		基本方針 広域エリアの中心的な機能を担うため、商業・業務・行政などの多様な都市機能の集積や、それらと調和した魅力あふれる市街地の形成を促進し、都市居住の集積を図ります。
		都市機能集積ゾーン
		基本方針 周辺エリアの中心的な機能を担うため、生活サービスなどの多様な都市機能の集積を図ります。 また、これらの都市機能と調和した利便性が高く良好な居住環境の形成を促進し、都市居住の誘導を図ります。
		生活利便ゾーン
		基本方針 公共交通の交通利便を生かし、周辺地域における居住者の生活利便の向上を図ります。
	居住系	居住ゾーン
		基本方針 生活サービスをはじめとする都市機能にアクセスすることができる良好な居住環境の形成を図ります。
		環境共生居住ゾーン
		基本方針 農地などの地域資源の保全・活用を図るとともに、地域環境と調和した良好な居住環境の保全を図ります。
	産業系	工業集積ゾーン
		基本方針 主要な幹線道路の交通利便を生かし、主として工業などの産業集積を図ります。
		住工協調ゾーン
		基本方針 住宅地の居住環境の保全や調和を図りながら、主として商業や工業などの複合的な産業集積を図ります。
自然・環境保全	自然環境・農地ゾーン	沿道産業集積ゾーン
		基本方針 幹線道路の沿道という立地条件を生かし、主として沿道型商業、工業及び流通業務の産業集積や操業環境の保全を図ります。
	環境共生ゾーン	基本方針 緑や水辺空間などの自然環境の保全や農地・集落環境の維持・保全を図ります。
		基本方針 市街化の抑制を基本的な考え方として、地域環境と調和を図りながら、主として農地の保全・活用を図ります。

2 交通

広域都市圏における連携の強化や都市交通の円滑な交通処理を図るとともに、交通手段間の連携強化を図ることにより、集約型都市構造の軸となる道路や持続可能な公共交通を実現し、総合的な交通体系の形成をめざします。

計画的な都市づくりと連携した総合的かつ計画的な交通施策を促進するため、総合交通計画の取り組みを進めます。

安全を実感できるよう快適な歩行空間と自転車通行空間の確保を推進します。

なお、都市計画道路^{※1}については、今後の社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

1) 道路

種 別	路線数	計画延長	整備済延長
自動車専用道路	2	約 7.70km	約 3.41km
幹線街路	44	約 91.10km	約 58.66km
区画街路	14	約 5.85km	約 1.89km
特殊街路	2	約 1.21km	約 1.21km
合 計	62	約 105.86km	約 65.17km

都市計画道路の計画内容及び整備済延長：
平成 28（2016）年 3 月現在
都市計画道路の整備率・・・約 62%

① 国土幹線道路・広域幹線道路

- ・新名神高速道路（都市計画名称は新名神自動車道）については、第二京阪道路（都市計画名称は大阪枚方京都線）とともに、国土の広域連携を担う高速道路ネットワークの一部となるもので、自動車専用道路として都市計画に定められています。

新名神高速道路については、国土軸の強化や、効率的な物流機能の向上などを図るための国土幹線道路として、第二京阪道路については、大阪や京都の大都市圏を結ぶ広域幹線道路として位置づけます。

- ・新名神高速道路については、本市域においては北部エリアを横断する線形で、隣接市に IC、JCT（インターチェンジ、ジャンクション）が設けられる計画として、周辺環境や景観に配慮した事業が進められています。他都市との連携強化、災害時の緊急輸送ルート^{※2}の確保などにより、本市へもたらす効果が期待されることから、整備の促進を図ります。

② 幹線道路

- ・国道 1 号（都市計画名称は枚方国道線）、国道 170 号をはじめとして、近隣都市圏との交流を担いつ

※ 1：都市計画道路

都市計画に定められた道路のことです。

※ 2：緊急輸送ルート

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のことです。

つ都市の骨格となる道路を幹線道路として位置づけを行います。

- ・都市間の交流や物流などを通じて社会経済活動の活性化を図っていくため適切な道路環境の保全や整備の促進を図ります。
- ・新名神高速道路のアクセス道路となる内里高野道線をはじめとして、関連する道路・公園などの整備を促進します。
- ・淀川対岸の北摂地域などを含めた広域都市圏の交流促進を図るため、淀川渡河橋（牧野高槻線）の整備を促進します。

③ 補助幹線道路

- ・各地域から発生する交通を円滑に導く機能を担い、幹線道路の交通機能を補完し、周辺都市や都市拠点間などの相互の有機的な交流を図る主要な道路については、補助幹線道路として位置づけを行います。
- ・市街地の交通の円滑化や地域防災機能の向上を図るとともに、通学路などの安全な歩行空間、自転車の通行空間の確保などを図る道路として、枚方藤阪線、中振交野線、牧野長尾線、御殿山小倉線などの未整備区間の計画的な整備を進めます。
- ・新名神高速道路や第二京阪道路、京奈和自動車道などの高速道路ネットワークにアクセスする道路を整備することで、第二京阪道路の全線開通に伴って発生している国道307号などの交通渋滞を緩和し、長尾駅周辺地区へのアクセス性を向上させるなど、市内交通の円滑化などを図るために、長尾杉線の実現に向けて取り組みます。

④ 身近な生活道路

- ・災害時における円滑な避難・救助活動や居住環境の向上のために、住宅の建替えなどの土地利用の更新にあわせた道路空間の確保を図ります。
- ・本市が管理する道路については、道路の安全性と機能性を維持するために、計画的に主要道路のリフレッシュ整備などを進め、効率的・効果的な維持管理を図ります。
特に道路橋梁については、枚方市橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な補修を行い、橋梁の補修・架け替えに要する費用を削減するとともに、多大な費用を要する架け替えが一時期に集中しないよう、橋梁の長寿命化を図ります。また、橋梁など道路構造物においては、近接目視を取り入れた的確な点検を行います。
- ・地域の安全性や利便性を高め、快適な生活空間を創出するため、身近な生活道路の整備や適切な維持管理を図るとともに、歩道、通学路の整備や幹線道路の整備促進による生活道路への流入車両の抑制などを図ります。
- ・道路を安全に利用できる環境を整えることが求められており、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境の創出に向けて取り組みを行います。
- ・鉄道駅や生活サービス施設の周辺においては、移動の円滑化や回遊性の向上を図るために、高齢者や障害者などを含む多様な都市居住者が徒歩若しくは車いすなどで移動することを想定して、バリアフリー化を重点的に促進し、安全で快適な歩行空間の確保を図ります。

2) 公共交通

周辺都市や都市拠点間の交流、各地域の生活圏域などからの移動については、過度に自家用車に依存することなく、多様な交通手段を選択することができるように、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通を持続可能なものとし、公共交通機能の確保などに向けた取り組みを行います。

また、交通施設においては、高齢者や障害者を含めた多様な利用者が、案内情報やサイン整備などにより円滑に移動することができる、利用しやすい環境の整備を進めます。

① 鉄道

- ・鉄道と道路の平面交差により発生する交通渋滞や地域分断を解消するため、隣接する寝屋川市を含め寝屋川市駅から枚方市駅までの区間で、鉄道を高架化し道路との立体交差化を図る連続立体交差事業^{※1}が実施されています。

鉄道の高架化により地域間の安全かつ円滑な移動ができるとともに、鉄道駅舎や関連する駅前広場、道路などの都市基盤整備による交通利便性の向上や賑わい創出の効果が期待されており、これらの整備を促進します。

② バス

- ・バス路線については、周辺都市や都市拠点間をつなぎ、生活圏域からの移動を支える公共交通ネットワークの充実などを視野に入れ、居住及び都市機能の誘導などの計画的な都市づくりと連携を図るとともに、公共交通の利用促進を図るなど、持続可能な公共交通機能の確保に向けた取り組みを行います。
- ・バスにおいては、日常生活における重要な市内移動の手段とするとともに、都市機能や歴史・文化などの主要な地域資源などへのアクセスを考慮し、地域交流へ資するバス交通の機能確保を図ります。

③ 交通結節点

- ・鉄道やバス、タクシーなどの公共交通の主要な交通結節点^{※2}においては、駅前広場の整備などにより交通結節点機能の強化を図るとともに、賑わいとゆとりの空間の創出に向けて取り組みます。
- ・交通結節点においては、乗り継ぎ、乗り換えなどの鉄道、バス、タクシー、その他の交通手段間の連携を高め、待ち時間の短縮などのシームレス^{※3}な交通の実現に向けて取り組みます。

※ 1：連続立体交差事業

鉄道を連続的に高架化または地下化することにより、道路と鉄道の連続立体交差化を図る事業です。

※ 2：交通結節点

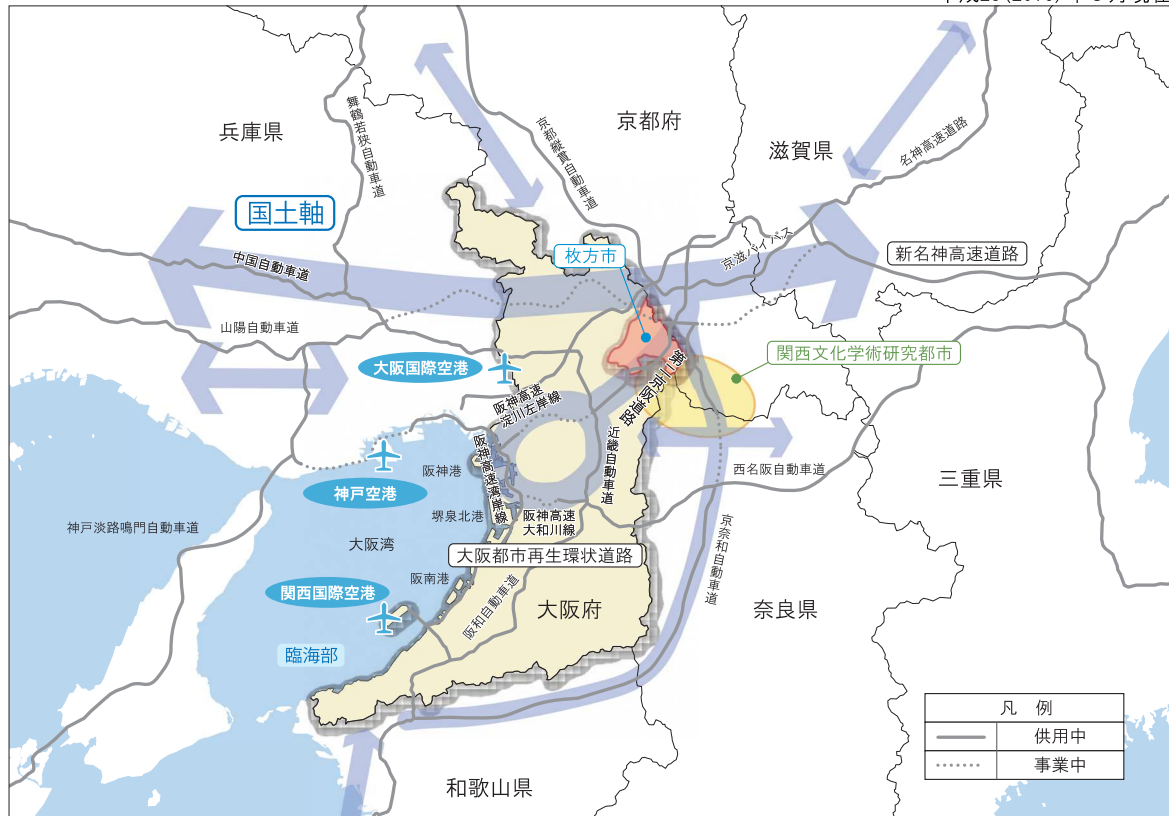
異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のことをいい、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられます。

※ 3：シームレス

途切れのない、継ぎ目のない、縫い目のないなどの意味で、異なる公共交通の乗り換えなどに対し、切れ目なく円滑に移動できることを指します。

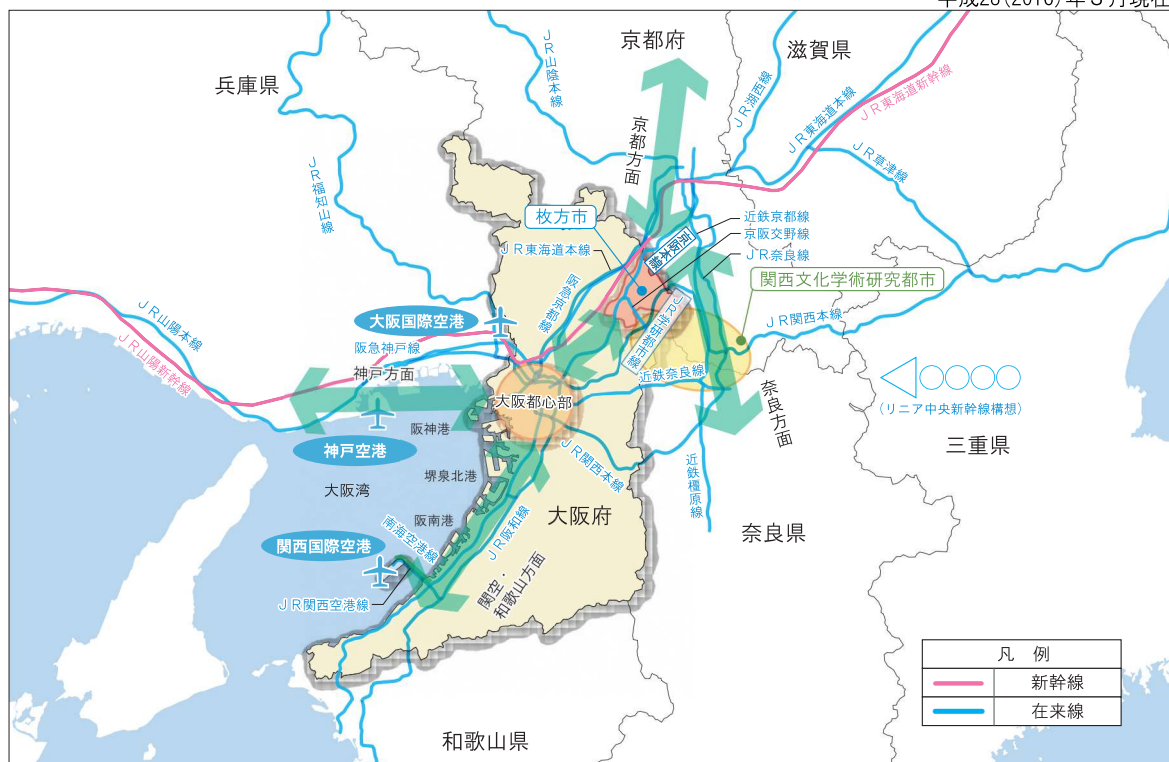
広域道路ネットワーク図

平成28(2016)年3月現在

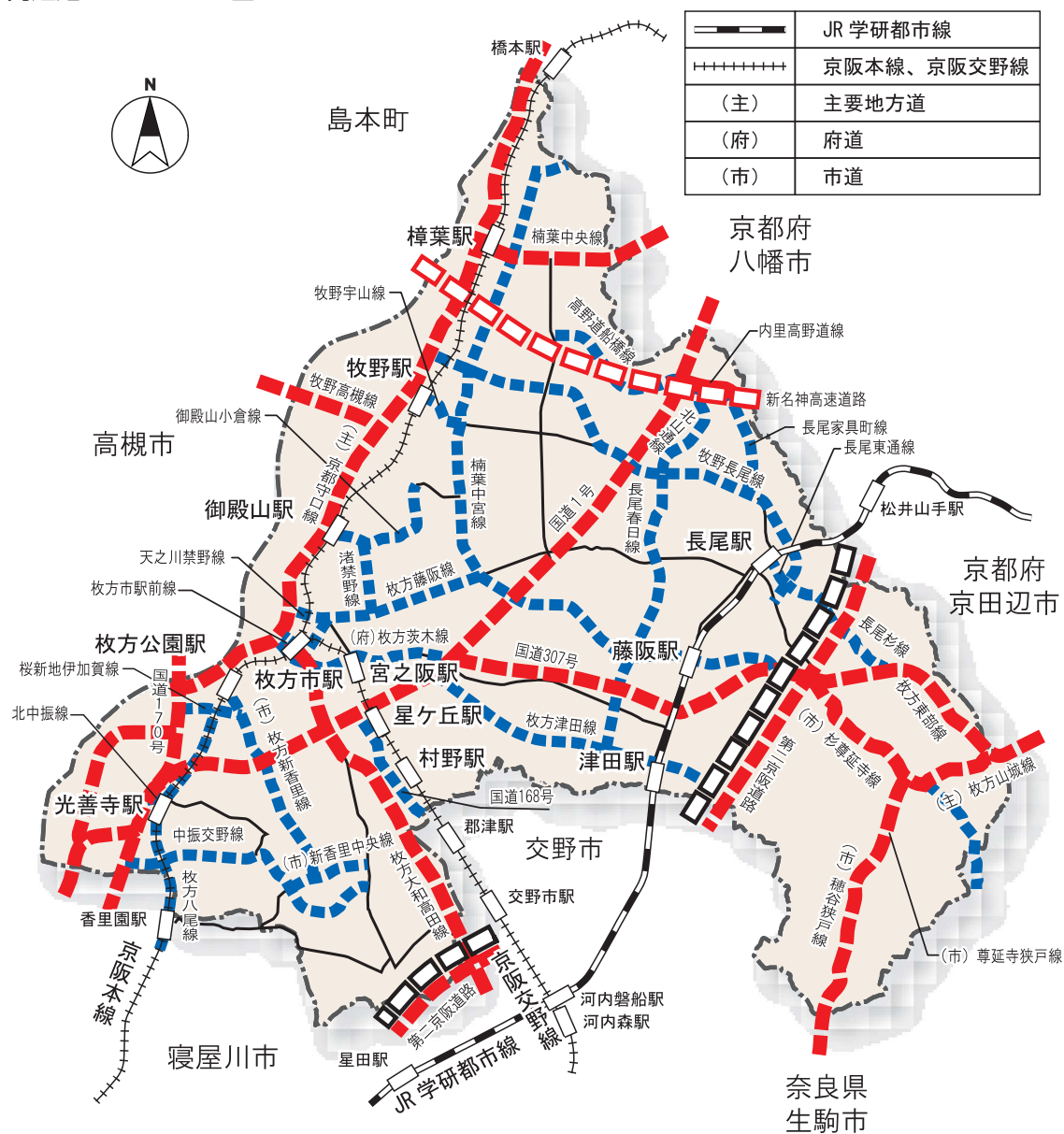


広域鉄道ネットワーク図

平成28(2016)年3月現在



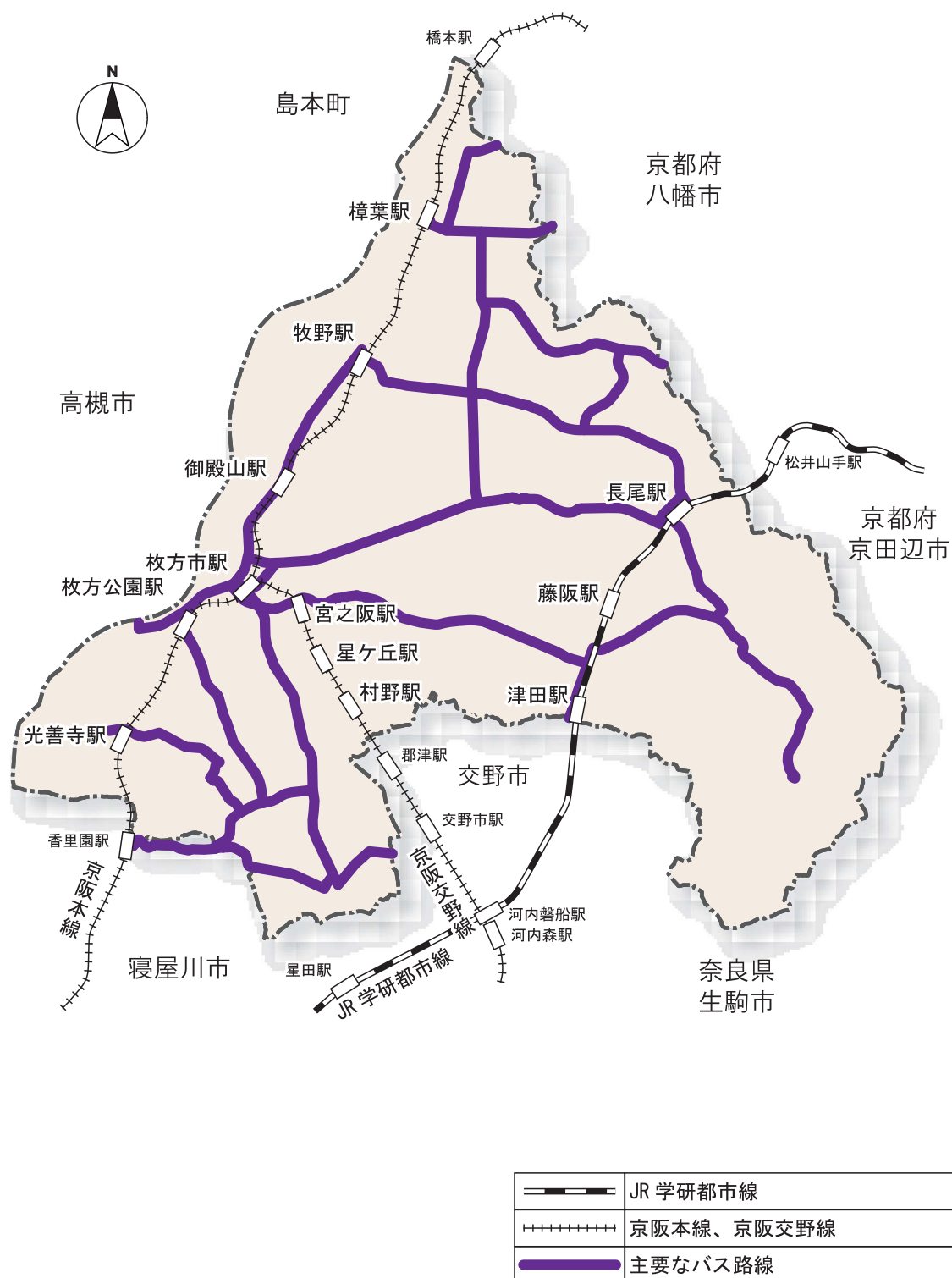
市内道路ネットワーク図



	国土幹線道路	新名神高速道路
	広域幹線道路	第二京阪道路（自動車専用道路）
	幹線道路	国道1号、第二京阪道路（一般道路）、国道170号、国道307号、 枚方東部線（国道307号）、牧野高槻線、枚方大和高田線、 （主）京都守口線、楠葉中央線、内里高野道線、（主）枚方山城線、 （市）杉尊延寺線、（市）尊延寺狭戸線、（市）穂谷狭戸線
	補助幹線道路	国道168号、枚方津田線、（府）枚方茨木線、枚方藤阪線、長尾家具町線、牧野宇山線、 桜新地伊加賀線、枚方八尾線、高野道船橋線、 （市）新香里中央線、中振安野線、牧野長尾線、楠葉中宮線、長尾春日線、渚禁野線、 枚方市駅前線、御殿山小倉線、北山通線、長尾東通線、 北中振線、天之川禁野線、長尾杉線、（市）枚方新香里線

※新名神高速公路、第二京阪道路、国道1号、国道170号、国道307号、(主)京都市口線、国道168号、(府)枚方茨木線、(主)枚方山城線、(市)杉尊延寺線、(市)尊延寺狹戸線、(市)穂谷狹戸線、(市)新香里中央線、(市)枚方新香里線は道路名となっており、それ以外は都市計画道路名です。

市内公共交通将来ネットワーク図



3 都市緑化及び緑地保全

公園及び緑地は、市民が身近な自然とふれあうことのできる場であるとともに、市街地における緑地の確保や防災性の向上などの機能を有する施設として、計画的な整備を図ります。

良好な都市環境の形成やヒートアイランド現象^{※1}の緩和、生物多様性の保全などの観点から、都市緑化の促進や自然環境の保全を図ります。

農地は、良好な景観の形成や防災性の向上、自然とのふれあいの場など、多様な機能を有しており、良好な都市環境を形成していく観点から、保全や活用を図ります。

今後の緑地保全や都市緑化活動に向けて、市民、市民団体、事業者・大学、行政といった多様な主体が連携して、取り組むことができる推進体制の構築を促進します。

1) 公園及び緑地

公園には、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動などのレクリエーション及び、災害時の避難場所といった機能があります。公園種別は利用目的や規模などから、街区公園^{※2}、近隣公園^{※3}、地区公園^{※4}、総合公園^{※5}、広域公園^{※6}及び特殊公園^{※7}に区分されています。

また、緑地は、自然とふれあえる貴重な緑の空間としての機能のほか、災害の防止や災害時の避難地、公害の緩和、景観の向上を図るなどの役割を果たしています。

都市計画公園の整備状況

公園区分		計画数	開設数	計画面積
住区基幹公園 ^{※8}	街区公園	76	71	約 23.72ha
	近隣公園	16	11	約 33.0 ha
	地区公園	4	2	約 18.5 ha
都市基幹公園 ^{※9}	総合公園	2	1	約 25.5 ha
広域公園		1	1	約 75.8 ha
特殊公園		1	1	約 2.5 ha
合 計		100	87	約 179.09 ha

(計画面積及び開設面積：平成 28 (2016) 年 3 月現在)
都市計画公園の開設率・・・約 74%

都市計画緑地^{※10}の整備状況

名称	計画数	開設数	計画面積
淀川河川公園	1	1	約 223.2 ha
その他緑地	2	1	約 6.1 ha
合 計	3	2	約 229.3 ha

(計画面積及び開設面積：平成 28 (2016) 年 3 月現在)
都市計画緑地の開設率・・・約 22%
注) 淀川河川公園は枚方市内のみの面積

※1：ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことです。

※2：街区公園

主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園です。

※3：近隣公園

主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園です。

※4：地区公園

主として徒歩圏内に居住する人の利用に供することを目的とする公園です。

※5：総合公園

主として一市町村の区域内に居住する人の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。

※6：広域公園

主として一市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する公園です。

※7：特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する公園です。

※8：住区基幹公園

主として徒歩圏内の居住する人を想定した比較的小規模な公園のことで、都市計画公園のうち、街区公園、近隣公園、地区公園の総称をいいます。

※9：都市基幹公園

主として一市町村の区域内に居住する人を想定した比較的大規模な公園のことで、都市計画公園のうち、総合公園、運動公園の総称をいいます。

※10：都市計画緑地

都市計画に定められた緑地のことです。

① 公園及び緑地

- ・山田池公園は、山田池を中心として広大な園内で季節の花が楽しめる公園として市民・府民に親しまれており、広域公園として大阪府により整備が進められています。

また、山田池公園は枚方市地域防災計画において広域避難場所※¹として、大阪府地域防災計画において後方支援活動拠点※²として位置づけられており、非常時に住民の安全を守る場として機能しており、この公園機能の充実に向けた整備を促進します。

- ・淀川河川公園は、淀川の水辺空間を生かした憩いと潤いのある空間として、また、様々なスポーツ施設を備えた公園として広く市民から親しまれており、防災面では枚方市地域防災計画において広域避難場所として位置づけられています。

さらなる憩いの空間の確保に向けて、国により淀川河川公園の整備が進められており、この整備の促進を図ります。

- ・地域のニーズやライフスタイル※³の変化などに対応し、市民の身近な公園を充実させるため、星ヶ丘公園、中振中央公園などの計画的な整備を進めます。
- ・公園は延焼遮断空間、一時避難場所※⁴及び災害支援活動の拠点としての機能もあることから、防災機能の強化に配慮した整備を推進します。
- ・既設の公園施設については老朽化が進んでいることから、公園施設長寿命化計画に基づき、施設の予防保全型管理※⁵を行いつつ、長期的な安全性の確保やライフサイクルコスト※⁶の縮減を図りながら適切な維持管理を行います。
- ・歴史文化的資源の保全や活用のため、百済寺跡公園の再整備を推進します。

② その他主要な公園など

- ・国指定史跡の楠葉台場跡の活用のため、整備に向けた取り組みを進めます。
- ・東部公園は自然と調和し、スポーツ機能を備えた公園として、周辺の里山などの自然環境に配慮して整備を進めます。

③ 都市計画公園及び緑地の見直し

- ・長期にわたり事業未着手又は未完成となっている都市計画公園・緑地については、人口減少などの社会情勢の変化や市街地の形成状況、地域の実情や特性などを勘案しながら必要性や代替性、実現性の観点から都市計画の見直しを行います。

※ 1：広域避難場所

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所で、本市では、山田池公園、淀川河川敷が位置づけられています。

※ 2：後方支援活動拠点

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する拠点のことです。

※ 3：ライフスタイル

生活の様式・営み方のことです。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。

※ 4：一時避難場所

大規模火災や地震などの災害が発生した場合に、広域避難場所や指定された避難所に集団で避難するために、地区の住民などが一時的に集まる比較的小規模なスペースの避難場所のことです。

※ 5：予防保全型管理

損傷が発生してから対応する対症療法型管理ではなく、損傷の推移を適切に予測し事故の発生を未然に防ぎ、結果的にトータルコストを縮減する管理方式のことです。

※ 6：ライフサイクルコスト

建物や施設にかかる企画・設計から建設・維持管理を経て解体・撤去されるまでの長期的な費用のことです。

2) 都市緑化

- ・良好な景観を形成することにより居住環境の質を高め、市街地の魅力を向上させるため、都市全体における都市緑化を促進します。
- ・建築物の敷地内における緑化、道路や駅前広場における植栽の配置などにより都市緑化を促進します。
- ・道路の条件などを考慮しながら、道路の整備・改良に合わせた街路樹の植栽などの沿道緑化の促進、自然巡回路や緑道などの歩行者系道路の整備など、連続性のある緑化空間の確保を図ります。
- ・地区計画^{※1}や大阪府自然環境保全条例による緑化指導などにより都市緑化を促進します。

3) 自然環境

- ・本市の東部地域には、近畿圏整備法^{※2}に基づく近郊緑地保全区域に指定されている区域があります。この東部地域にある里山は自然植生が最も豊かな地域であり、多種多様な野生動植物の生息地としての役割のほか、景観形成や土砂災害の防止などの多くの面で重要な役割を果たしています。このことから、市民全体の貴重な財産である里山の良好な自然環境を保全します。
- ・市街地やその周辺部における社寺林・孤立林などは市民が身近に自然にふれあえる場として保全していくとともに、地域森林計画対象民有林の指定を継続するなど、保存樹・樹林の指定の取り組みを進めます。
- ・淀川の自然環境や船橋川・穂谷川・天野川の3河川の周辺環境を保全するとともに、水に親しみ憩う場の形成を促進します。

4) 農地

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しつつあることなどを背景にして、平成27（2015）年に制定された都市農業振興基本法を踏まえ、都市農業の多様な機能が発揮できるよう、都市農地の保全や活用を図ります。
- ・都市農地は、食料生産により都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能をはじめ、良好な都市環境の形成や災害時における避難空間、雨水の保水などのさまざまな役割を担い、身近な自然とのふれあいの場としての活用も期待されており、こうした都市農地の保全や活用を図るとともに、生産緑地地区の新規指定を促進します。

※ 1：地区計画

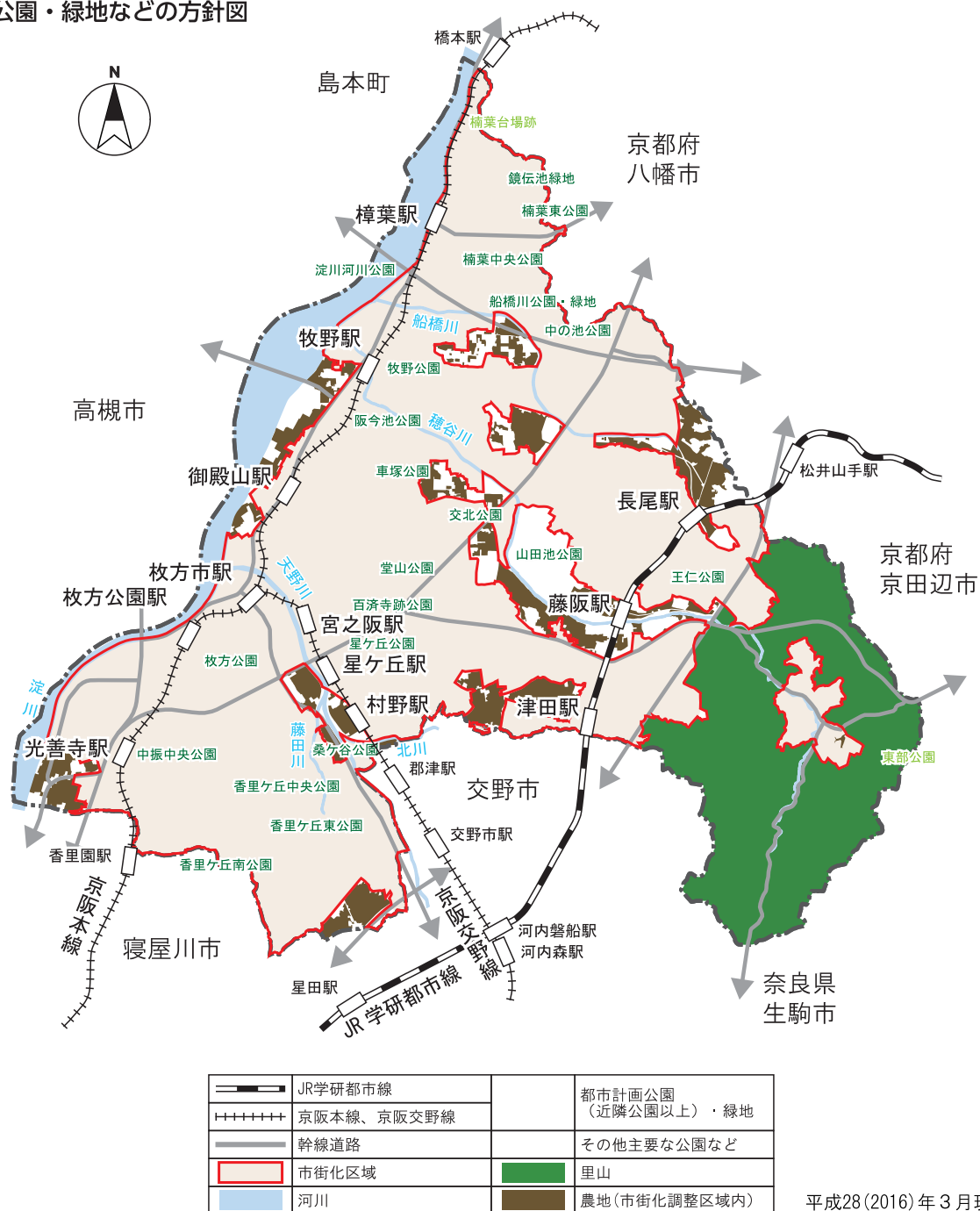
道路や公園、広場などの配置や規模、建物の用途や形態、敷地に関することを地区レベルで定める都市計画のことです。

※ 2：近畿圏整備法

近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とした法律のことです。

- ・東部地域の穂谷集落の周辺農地においては、美しい田園景観を有するとともに、本市で唯一の農業振興地域に指定され、ほ場整備が行われています。こうした優良な農地をはじめとした農地の保全や活用と農業振興を図ります。

公園・緑地などの方針図



平成28(2016)年3月現在

4 公共下水道

下水道は、汚水の処理や市街地に降った雨水を速やかに排除して浸水を防ぐなどの市民生活に密接に関係した重要な役割を担う施設です。

下水道には、2以上の市町村からの下水を受け、処理するための終末処理場と幹線管渠から成り大阪府が整備、管理する流域下水道※¹と、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために本市が整備、管理する公共下水道※²に区分されます。

本市では、市域の面積 約 6,512 ha の内、約 5,228ha（平成 28（2016）年 3 月末現在）の公共下水道の排水区域を都市計画に定め、下水道の整備と維持管理を計画的に進めています。

排水区域の計画面積（平成 28（2016）年 3 月末現在）

名 称	排水区域面積
枚方市淀川左岸流域関連公共下水道	約 4,560ha
枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道	約 668ha
合 計	約 5,228ha

※本市の汚水整備の状況は、平成 28（2016）年 3 月末時点で整備人口普及率（公共下水道の整備が完了した区域に居住している人口の比率）は約 95.6%、面積普及率（計画面積に対する公共下水道の工事が完了した区域の面積の比率）は約 64.4%となっています。

※本市の雨水整備の状況は、平成 28（2016）年 3 月末時点で管渠の計画延長 約 100 km に対して流下能力が確保された管渠の整備延長は、約 44.5 km（整備率約 44.5%）となっています。

1) 下水道の普及

- ・下水道整備の方法には大きく分けて、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水道と、汚水と雨水を分けずに排除する合流式下水道があります。

合流式については、一定規模以上の降雨時に、し尿を含む未処理下水の一部が河川などへ流出されることとなります。

このため、放流水の水質改善が大きな課題となることから、本市では分流式を採用し整備を進めます。

- ・汚水事業は人口普及率で 9 割を超え、新規整備の最終段階を迎えつつありますが、残る住居系地域を中心とした汚水整備を着実に進めます。

また、工場等による事業系の汚水については、行政と事業者が協力し合うことを基本としながら実情に応じた効率的・効果的な手法により整備し、水環境の保全を図ります。

※ 1：流域下水道

2 つ以上の市町村から発生する汚水を行政界にとらわれずに効率的に集め、処理して河川などの公共用水域に放流するための下水道のことです。都道府県が事業主体となって、流域下水道の幹線管渠、ポンプ施設、終末処理場を整備・管理します。枚方市には淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道の区域があります。

※ 2：公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。

- ・汚水整備に伴い、河川の水質改善が図られてきましたが、引き続き整備済区域における公共下水道への未接続の解消を図ります。

2) 浸水被害の軽減

- ・近年、全国各地で台風や局地的集中豪雨による浸水被害が発生しています。
雨水を排除するために実施している雨水整備は、10年確率の降雨^{※1}（時間雨量 約54.4mm）に対応できることを目標にして、浸水被害からまちを守り、安心して生活ができる安全な都市の実現をめざし、幹線・水路などの基幹施設の整備やポンプ施設の機能を拡充し、排水能力の向上を図ります。
- ・開発などの行為においては、適切に雨水を処理できるよう指導を行うとともに、公共・公益施設においては、雨水流出抑制施設^{※2}を設けるなどの取り組みを進めます。

3) 下水道施設の計画的な管理

- ・南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生が予見されるなか、市域全体の下水道施設の耐震性の評価、被害想定、防災対策、減災対策が求められています。本市では、下水道施設の耐震対策の方針を定め、施設の重要度に応じ耐震レベルを設定し、計画的な整備を進めます。
- ・下水道が供用開始され長期に使用している施設があり、老朽化が進んでいる施設もあります。このため、下水道施設の長寿命化に向けた取り組みを進め、計画的な維持、修繕及び改築を行い、適切な維持管理を図ります。

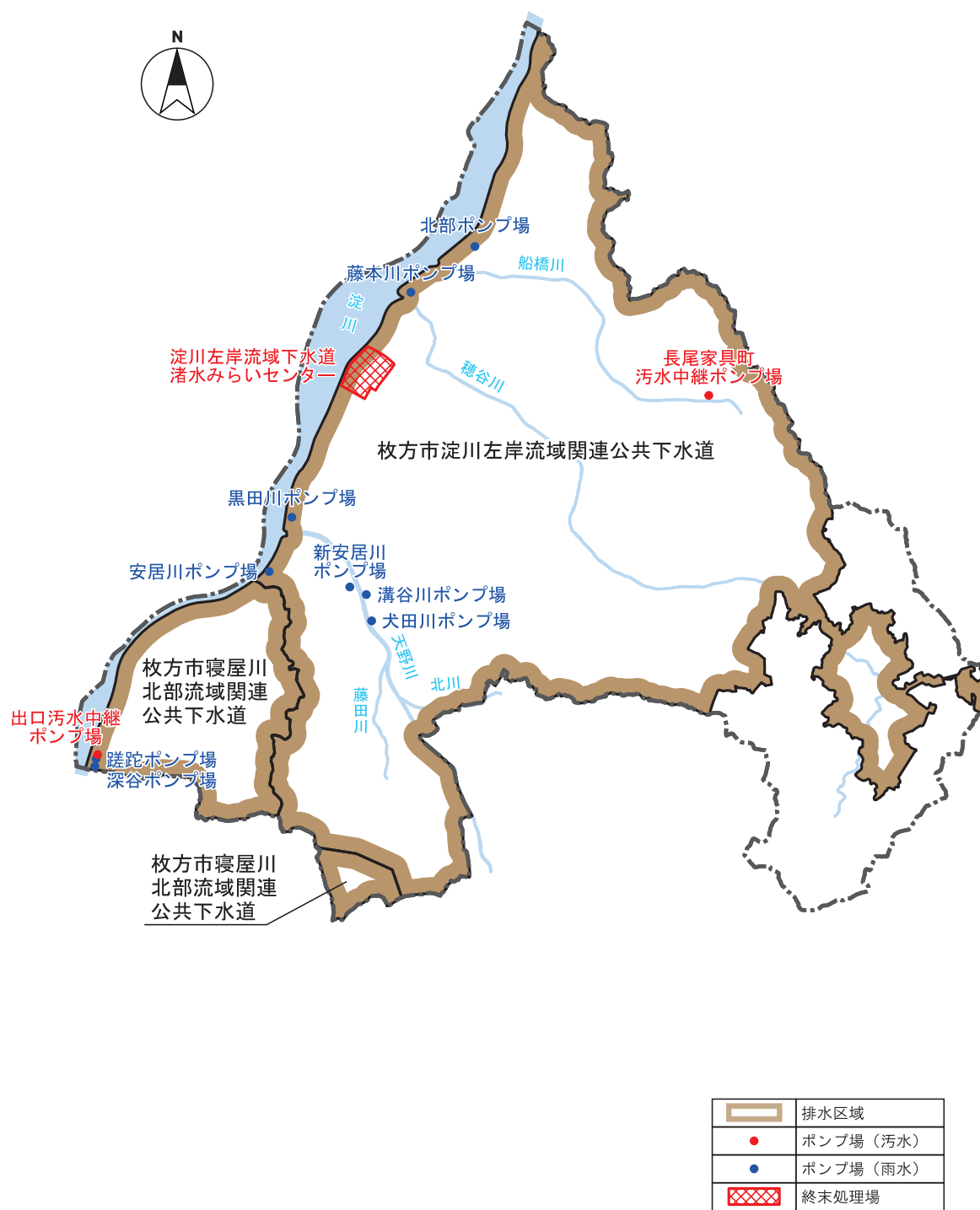
※1：10年確率の降雨

10年に1回の割合で発生する雨のことで、10年のうちのどの年も10%の確率でその降雨が生じることを意味します。

※2：雨水流出抑制施設

雨水が河川や下水道に直接的に流出するのを抑制する施設のことです。この施設により、下流河川などに対する洪水負担の軽減が期待されます。雨水流出抑制施設には防災調整地、住宅や公共施設などに設けられる貯留施設などの「雨水貯留施設」と、雨水浸透ますや浸透側溝、透水性の舗装などの「雨水浸透施設」があります。

公共下水道の方針図



5 その他の都市施設

1) 汚物処理場

- ・汚物処理場は、公共下水道が未整備となっているエリアからのし尿や浄化槽※¹ から生じる清掃汚泥などを処理するための施設です。本市では、淀川衛生工場（都市計画名称は枚方市汚物処理場）を都市計画に定めており、現在、稼働しています。
- ・人口減少や下水道の普及に伴い、し尿等の搬入量は平成 23（2011）年の約 23,998kℓ／年から、令和 4（2022）年の搬入量は約 13,041kℓ／年に減少していくことが予測されており、搬入量に見合った効率的・効果的な処理方式へ変更するために、現在の生物処理方式の施設を希釈放流方式※² の下水前処理施設へ改造し、公共下水道へし尿等の放流を行います。

2) ごみ焼却場、ごみ処理場

- ・ごみ焼却場については、穂谷川清掃工場（都市計画名称は枚方市ごみ焼却場）と東部清掃工場（都市計画名称は枚方市第 2 ごみ焼却場）の 2 箇所を、ごみ処理場については、枚方市、交野市、寝屋川市及び四條畷市の 4 市から排出されるプラスチック製容器包装やペットボトルを選別し、圧縮梱包などを行う北河内 4 市リサイクルプラザを都市計画に定めており、現在、これらの施設が稼働しています。
- ・市民の快適で住みよい居住環境を確保するため、排出されるごみを適切に処理していく必要があることから、東部清掃工場の長寿命化対策や定期的な補修などによる適切な維持管理や整備を図ります。
- ・穂谷川清掃工場第 3 プラントの老朽化などに伴い、可燃ごみの焼却などを行う後継施設として、枚方市と京田辺市の共同による新たな施設の建設に向けた取り組みを進めます。

※ 1：浄化槽

生活の中で発生する汚れた水を、きれいな水にして川などに流すための装置のことです。

※ 2：希釈放流方式

収集されたし尿及び浄化槽から生じる清掃汚泥は高濃度のため、下水道法で定められた基準値以下に水で薄めてから下水道に放流する方式のことです。

6 市街地整備

1) 市街地開発事業

便利で快適に暮らせる都市をめざし、医療、福祉、商業などの各種都市機能の集積を図るべき都市拠点などを、鉄道駅周辺などの公共交通による交通利便性が高い場所に配置し、建物や施設の更新時期にあわせて、効率的な再整備を誘導します。また、民間活力の導入を促し、効果的な市街地の再整備を進めます。

計画的な整備が必要な地区においては、市街地開発事業※¹の活用により、良好な居住環境や産業の操業環境の形成などを図ります。

① 土地区画整理事業※²

- ・橋本駅に近接する楠葉中之芝地区では、鉄道駅による高い交通利便性と周辺の緑豊かな地域環境を生かした土地区画整理事業により、歴史などの地域の個性を生かしたまちなみの形成を図ります。また、自然環境と調和しつつ良好な居住機能及び商業機能を有した市街地を創出します。
- ・第二京阪道路に接する茄子作南地区、星田北地区及び茄子作高田地区周辺では、隣接する交野市域を含め一体的に実施される土地区画整理事業により、広域交通網による交通利便を活用して、地域産業の活性化を図り、緑豊かで産業立地にふさわしい市街地を創出します。
- ・枚方市駅周辺再整備の実現に向け、市と民間などが連携した土地区画整理事業により、交通基盤の利便性を向上させるとともに、賑わいと憩いの場となる公園・広場や安全・安心の拠点創出など、広域中心拠点にふさわしい市街地を形成します。
- ・村野駅西地区周辺では、周辺の既成市街地と一体となった計画的な市街地の形成が見込まれる村野駅周辺地区として保留区域が設定されており、鉄道駅による高い交通利便性を生かした土地区画整理事業により、周辺環境との調和等を図りつつ、多様な都市機能や居住環境を有する緑豊かで駅前にふさわしい市街地を創出します。

② 市街地再開発事業※³

- ・枚方市駅周辺では、枚方市駅周辺再整備の実現に向け、交通環境の改善や都市機能の集積、地域資源を生かした賑わいの創出など、広域中心拠点としての都市機能の更新、強化を図ります。
 - ・光善寺駅周辺では、京阪本線の連続立体交差事業により地域の分断が解消され、東西のまちが一体となることを契機として、地域の拠点にふさわしい都市機能の集積を図ります。
- また、街区の再編や建築物の更新による防災性の向上を図るとともに、公共施設の整備改善、駅前広場整備などによる交通結節点機能の強化を図ります。

※ 1：市街地開発事業

都市計画法第 12 条に掲げられた次の 7 種類の事業のことです。

- ①土地区画整理法による「土地区画整理事業」
- ②新住宅市街地開発法による「新住宅市街地開発事業」
- ③首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による「工業団地造成事業」または近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による「工業団地造成事業」
- ④都市再開発法による「市街地再開発事業」
- ⑤新都市基盤整備法による「新都市基盤整備事業」
- ⑥大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による「住宅街区整備事業」
- ⑦密集市街地整備法による「防災街区整備事業」

※ 2：土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業です。

※ 3：市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備などを行う事業のことです。

2) 都市環境の形成、保全

- ・新たな住宅地の拡大については、基本的に抑制するとともに、既成市街地の再整備や既存ストックの有効活用を図り、都市機能の集積を図る都市拠点の形成や都市居住の誘導を図るなど、都市再生を促進し、成熟社会に対応した持続可能な集約型都市構造の強化を図ります。
- ・歴史的資源や自然資源を保全し、水や緑の自然を生かした豊かな環境の整備を進め、良質な都市環境を提供することをめざします。
- ・よりきめ細かにまち並みなどの環境を整えるため、地区計画や建築協定^{※1}などを活用し、良好な市街地の形成を図ります。
- ・多様な世代の人々が快適に生活することができるまちをめざし、子育て世帯などの若い世代の転入を促す住み替えの促進や、サービス付き高齢者向け住宅^{※2}の立地などの多様な居住ニーズに対応した居住環境の形成を図ります。
- ・住宅地と工場などが近接し、混在するエリアにおいては、産業の活性化の観点から工場の操業環境を維持しつつ、居住環境との調和や保全を図りながら、地域全体で双方の環境が向上していくことをめざします。
- ・将来的に増加することが見込まれる管理不良の空き家・空き地の発生抑制などを図るため、空き家・空き地の適正管理及び活用の促進を図ります。
また、老朽化し危険な状態になっている特定空家等に対する措置や空き家の活用を含めた対策の計画策定など、空き家・空き地の適正管理に関する施策の制度化をめざします。
- ・令和2(2020)年2月に表明した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をめざし、まちづくりの観点から土地利用の際の緑化の推進や、公共交通への利用転換などにより、二酸化炭素排出量の削減の取り組みを進めます。

※1：建築協定

一定の区域について、土地所有者などが自主的に全員合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・意匠などについて定める協定のことです。住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進しようとする場合などに結ばれます。

※2：サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき高齢者に安全な居住空間を確保し、介護や医療と連携したサービスを提供する賃貸住宅のことです。

7 都市景観

平成 25（2013）年 11 月に改定した「枚方市都市景観基本計画」の方針などを踏まえ、良好な都市景観の形成をめざします。なお、「枚方市都市景観基本計画」では、『枚方の新たな魅力をつくる』～自然と歴史と人を紡ぐ ひらかたの新しい景観づくり～ を景観づくりの目標として、市民・事業者・行政が連携し、枚方市の持つ風土や特性を活かしながら、市民の意識や社会的なニーズに応じた魅力づくりを行っていくための基本方針や、類型別に景観形成の方向を設定しています。

1) 魅力作りのテーマと基本方針

- ・「豊かな自然や歴史」をまもるために、枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かし、歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かします。
- ・「快適な地域環境」をはぐくむために、自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創り、個性を生かしたゆとりある美しいまちなみを育み、まちの景観を乱すものを取り除き、高齢者や障害者にやさしい地域環境を育みます。
- ・「都市的な魅力」をつくるために、にぎわいと風格のある都市核を創り、生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育て、四季のいろあいや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出します。

2) 類型別景観形成の方向

景観を構成している要素を都市の骨格となる景観、地区別の面的な景観に分類し、それぞれの景観形成の方向を以下のとおりとします。

① 都市の骨格景観

ターミナル拠点景観

ターミナル拠点としての基盤整備の充実を図るとともに、鉄道駅周辺地域を含めた総合的な視点から地域の核となる魅力にあふれにぎわいに満ちた場づくりを進めます。

沿道景観

都市や地域の骨格にふさわしい安全で楽しみのある景観を育てていきます。

河川景観

市民が身近に水に親しみ自然とふれあうことのできる空間として活用していきます。

眺望景観

優れた眺望景観や眺望点・眺望軸^{※1}、地域を印象づけるランドマークの保全・整備を進めます。

② 地区別の面的な景観

緑地景観

緑地の保全・修復に努めるとともに、緑豊かなまちづくりを進めます。

歴史景観

各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全し、貴重な景観資源として活用していきます。

住宅地景観

地域の個性を生かしながら、安全性、快適性にあふれたゆとりある居住環境を創造していきます。

商業・業務地景観

商業・業務空間としての活力に溢れ、にぎわいに満ち溢れた快適な環境の創造と、文化性の感じられる個性あるまちの顔として、まとまりのある景観形成を図ります。

工業地景観

周辺地域と調和のとれた、快適でうるおいのある地区環境を形成します。

※1：眺望点・眺望軸

眺望点は景色を眺める場所のことです。また、眺望する対象と眺望点を結んだ線を、眺望軸といいます。

枚方市の都市景観構造図



8 都市防災

枚方市の自然や地形は、西に淀川、東に山地、北と南に丘陵があり、東西に船橋川、穂谷川、天野川が流れているという特徴を持っています。そのため、大雨などによる河川の氾濫や市街地の内水氾濫、山地や丘陵での土石流やがけ崩れなどの土砂災害、農地への被害などが懸念されています。

本市では、地震や台風、局地的集中豪雨などによる自然災害の際に被害を最小限に抑え、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本としつつ、都市の不燃化・耐震化をはじめ、道路や橋梁、上下水道などの都市基盤の計画的な整備と維持管理のほか、防災公園、緑地、広場などのオープンスペースの確保など、災害予防対策を推進し、災害に強い都市づくりを進めます。

1) 都市の不燃化・耐震化

- ・耐震性が不十分な建築物について耐震診断及び耐震改修などを促進し、住宅・建築物の耐震化をめざします。また、道路の整備が不十分な地区や家屋が密集している地区については、建物の不燃化・耐震化促進や公共施設の整備などにより、住民とともに居住環境の整備に取り組みます。

2) 災害に強い都市基盤

- ・避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止及び災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路などの都市基盤の効果的な整備に努めるとともに、道路、橋梁、上下水道などの耐震対策などを促進します。

3) 建築物の安全化と安全性に関する指導

- ・建築物の安全性に関する指導・助言などを行うとともに、不特定多数の人が利用する建築物などに関しては、安全かつ快適に利用することができるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方による整備を促進します。

4) 浸水被害の軽減

- ・10年確率の降雨（時間雨量 約54.4mm）に対応できることを目標にした雨水を排除するために実施している雨水整備を進めるとともに、船橋本町雨水支線、溝谷川ポンプ場、新安居川ポンプ場の整備や、蹠跢排水区及び楠葉排水区における下水道浸水被害軽減総合計画に基づく雨水貯留施設※¹の整備など、公共下水道の雨水排水施設の適切な管理や計画的な整備を進め、浸水被害の軽減を図ります。

※ 1：雨水貯留施設

都市部における集中豪雨の際に、雨水を一時的に貯留し、安全に排水する施設のことです。

- ・都市型浸水被害を軽減させるため、ため池や樹林地の保全などによる雨水の保水や、公共・公益施設に雨水流出抑制施設を普及させるとともに、歩道や緑道などの透水性舗装による整備を進めます。

5) 土砂災害予防対策

- ・土砂災害を未然に防止するため、法令による適切な指導、対策措置を講ずるとともに、森林の持つ土砂災害防止機能が十分に発揮し、被害を最小にとどめるために、樹木・樹林の適切な管理・保全を促進します。
- また、あらかじめ災害に備えた情報連絡網の整備や地域住民に周知徹底するなどの警戒避難体制の整備や強化を図ります。

6) 防災機能の充実

- ・避難経路や避難場所となる都市公園においては、備蓄倉庫、耐震性貯水槽^{※1}、放送施設及び災害時用臨時ヘリポートなどの災害応急対策に必要な施設の設置、整備を推進し、防災機能の充実を図ります。
- ・道路においては、歩道の確保、延焼遮断帯としての効果が期待される道路の緑化などを図り災害に強い道路環境を創出します。
- ・広域避難場所（現在、淀川河川公園と山田池公園が指定されています）へ避難するまでの避難路の確保や物資輸送のための緊急交通路^{※2}の確保、未整備となっている都市計画道路の整備などにより防災機能の向上を図ります。
- ・延焼遮断帯や緊急時の避難場所など、防災上重要な役割を担う農地は、防災協力農地^{※3}登録制度の活用を進めます。

※ 1：耐震性貯水槽

災害時の飲み水を貯めるための耐震性を持った貯水槽のことです。

※ 2：緊急交通路

災害発生時に救助・救援、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送ルート及び救急車両等の確保のため、指定された道路のことです。

※ 3：防災協力農地

防災協力農地は、地震などの大規模な災害が発生したときに、農地を避難空間や災害復旧用資材置場などとして利用するための農地で、農家の協力によりあらかじめ登録し、災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地を確保する登録制度により運用されます。